

施策評価シート (平成30年度の振り返り、総括)

作成日 平成31年 06月 19日

施策 No.	22	施策名	水道事業の推進
主管課名	水道課	電話番号	0285-83-8165
関係課名	建設課、都市計画課、区画整理課、環境課		

施策の対象	市民								
対象指標名	単位	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年度実績	30年度実績	31年度見込
人口	人	81,511	80,945	80,690	80,590	79,422	79,542	79,414	79,324

施策の意図	清浄でおいしく、豊富で安全な水を安定供給する。								
成果指標設定の考え方及び指標の把握方法 (算定式など)	実績データにより把握する。 ・水道水を安定供給していることの判断は水道を市民がどれだけ使用しているかとして、水道普及率 (総人口に対する給水人口の割合) を成果指標とする。 ・水道事業の健全経営の指標として有収率 (配水量に対し収入となった水量の割合) を成果指標とする。 ・市民意向調査による「水道水に不満のある市民の割合」を成果指標とする。								
成果指標名	単位	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年度実績	30年度実績	31年度基本計画目標値
水道普及率	%	83.5	83.8	84.0	83.6	85.5	85.6	86.0	86.2
有収率	%	88.2	87.7	85.9	85.6	85.4	85.4	84.8	90.0
水道水に不満のある市民の割合	%	37.2	34.8	34.3	30.8	31.1	32.7	35.8	33.0

施策の成果向上に向けての住民と行政との役割分担	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給水装置の適正な維持管理を行う。</li> <li>給水区域内では、早期に上水道を利用する。</li> <li>日常生活での節水に心がける。</li> </ul> <p>【行政】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全で安定した水道水の供給に努める。</li> <li>計画的な給水区域の拡張と施設整備を推進する。</li> <li>節水等の情報提供に努める。</li> </ul>
-------------------------	--

1. 施策の成果水準とその背景（近隣他市や以前との比較、特徴、その要因と考えられること）

（1）施策成果の時系列比較（過去3年間の比較）

・平成30年度末の給水人口は68,317人、推計人口による普及率は86.0%であり、過去3年間の推移を見ると、平成28年度は85.5%、平成29年度は85.6%で前年比0.4ポイント上昇した。宅地分譲やアパート建設の増加により、家事用での給水戸数が増加したためである。

・平成30年度の有収率は84.8%であり、過去3年間の推移を見ると、平成28年度及び平成29年度は85.4%となっており、配水管洗浄や漏水等の増加により、0.6ポイント減少した。

（2）近隣他市との比較

・平成30年度の普及率(86.0%)有収率(84.8%)である。公表されている県内14市の平成29年度で比較すると、普及率(85.6%)は14市中第14位、有収率(85.4%)は第3位であった。

普及率が低い要因として、市民意向調査によると66.7%の方が自家用井戸で生活用水を確保しており、不便を感じていない世帯が多いことが挙げられる。また、配水管未整備地区や未普及地区があることも要因として考えられる。

（3）住民期待水準との比較

・平成30年度の市民意向調査によると、水道水を利用している者のうち、「おいしい」又は「どちらかと言えばおいしい」と答えた割合は66.3%で、前年度と比較して0.8ポイント増加した。また、「利用していて不満がある」と答えた割合は35.8%で、同3.1ポイント増加した。その主な理由は、「料金が高い」が18.4%(同1.9ポイント増)、次いで「水質(カルキ臭)に不満」が13.7%(同1.1減)であった。

30年度の  
評価結果

2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み（事務事業）の総括

・水道施設改良事業では、点検により不良箇所を発見し補修するとともに、三谷浄水場電気設備外更新工事、石法寺浄水場電気設備外更新工事、御橋添架配水管更新工事等を実施した。

・配水設備拡張事業では、配水管布設工事を、主に土地区画整理事業地内で2,391mを実施した。

・土地区画整理事業地内においては、道路の舗装工事前に水道の取り出しをお願いしながら加入促進に努めている。

・下大曽地区を平成29年度から4か年計画で配水管整備を進めており、認可区域の未整備地区の解消に向け取り組んでいる。

・漏水調査や市民からの通報により量水器手前の給水管の漏水を264箇所修繕し、有収率の向上を図っている。

・カルキ臭の原因や対処方法、水道料金のしくみ等について、市ホームページで周知し、水道の利用促進を図っている。

・平成21年度からゆうちょ銀行、コンビニ収納を実施しており、水道料金の収納率と納付の利便性の向上を図っている。

・平成22年度から水道料金徴収業務と窓口業務の民間委託を実施し、経営効率化とサービス水準の向上を図っている。

・水道料金未納対策として、1か月の滞納者に対し給水停止を実施している。(平成23年4月から、給水停止件数は前年比21件増の857件)

・平成25年度末に簡易水道事業を統合し、施設の効率的な維持管理と経営の一元化を図っている。

### 3. 施策の課題認識と改革改善の方向

- ・水道料金の未納対策として、継続して給水停止を実施する。また、市外転居等の場合には、引越し時に現地での料金清算（納付）を原則として収納率の向上を図る。
- ・水道水の安定供給に向け、耐用年数を経過した設備の計画的な更新と施設の耐震化を推進するとともに、水需要の増加に対応した新たな水源を確保していく。
- ・漏水調査を行い、漏水箇所を修繕し、有収率の向上を図る。
- ・普及率の向上に向け、認可区域の未整備箇所について、要望があった箇所から順次整備を図る。
- ・整備済地域での未加入世帯への加入促進を進めていく。
- ・濁り水の発生原因を分析し、対策を進めていく。
- ・カルキ臭対策としては、給水栓における水が水道法により定められている残留塩素濃度0.1mg/リットル以上を確保し、過剰な注入にならないよう努める。
- ・水道料金については、経営戦略や水道ビジョンを策定し、長期的な財政見通しの中で検討する。

30年度の  
評価結果

#### 補足事項

成果指標設定の考え方及び指標の把握方法（算定式）などの補足説明

- ・「水道普及率」 総人口に対し、上水道を利用している人口（給水世帯×平均世帯数）の割合を表す。
- ・「有収率」 年間配水量に対する有収水量（料金徴収の対象となった水量）の割合を表し、配水した水量がどの程度収益につながっているかを示す。
- ・「カルキ臭」 法令により義務付けられている塩素消毒の塩素臭及び塩素と他の物質が反応して生じるにおい。